

〈研究ノート〉

戦後、塩販売機構の整備と展開

——東備塩元売捌所を中心として——

落 合 功

(受付 2005年5月9日)

はじめに

塩専売制は、明治38年（1905）における日露戦争の財政収入を直接的な契機として成立した。ただ、塩専売制の意図は、財政収入だけでなく、国内塩業の保護育成がもう一つの理由としてあげられる。以来、塩専売制は、平成9年4月の塩事業法の施行に至るまで続くこととなるが、この間、塩の官費回送や準備塩の貯蔵、販売機関の拡充と整備、賠償価格の引き上げや、販売価格の制限などの制度的整備が行われている。とりわけ大正7年（1918）には、塩専売制の性格としてあった、財政確保と製塩業の保護育成の二つの側面のうち財政確保の側面を無くし、塩の需給調整や塩業の保護、塩価の低減統一などを目的とした公益主義を採ることになる。これにより、合同機械製塩を推進し、流通機構も塩専売制度下での販売網を形成していくことになる。戦前期は明治43年（1910）・44年と昭和4年（1929）・5年の二度に渡り製塩地整理が実施され、不良塩田の整備も行われた。

また、化学工業の勃興もあり、塩の需要が一層増大することになるが、台湾、中国などからの輸入によって補うことができていた。ところが、太平洋戦争の泥沼化により、資材不足のために国内の生産量を減らしただけでなく、海外からの輸入も困難となっていく。そして、昭和17年（1942）1月より、塩の割当配給制を実施することとなったのである。戦時中は、この割当配給制により工業用塩よりも家庭用塩を重視することで、人間の塩

の必要量である1人1か月当たり200グラムを確保し配給がなされている。

戦後になると、昭和23年6月より、臨時物資需給調整法に基づいた塩割当配給が実施されることになり、昭和25年1月まで続くことになる。

このような戦前から戦後に至る塩業の動向については、『塩専売史』や『戦後日本塩業史』などといった各塩業界団体からの研究成果で概観することができる¹⁾。また筆者は、塩流通の側面の、明治期から戦前期の動向について明らかにしている。すなわち、明治6年に松永塩商社として設立し、明治36年に株式会社となっていく経緯を明らかにすると共に、塩専売制下の塩流通の編成のあり方を明らかにしている。さらに、大正11年(1922)5月以降、合資会社東備塩元売捌所として発展・展開し、昭和18年(1943)4月に広島地方塩元売捌所が設立するまでの動向について、塩の廉価供給政策、外国塩の輸入などという塩専売制の質的変容を踏まえつつ、販売区域に対して「安定した」販売と、「適正」な供給を実現したことを明らかにしてきた²⁾。

合資会社東備塩元売捌所は、広島県福山市に存在する塩元売捌所である。同社は、大正11年(1922)に設立されて以来、昭和18年(1943)3月の解散まで存続した。その後、同年4月に、県下塩元売捌業者を糾合した広島塩元売捌合資会社の設立に参加している。昭和22年7月、広島塩元売捌合資会社が解散すると、再び東備塩元売捌合資会社を設立したのである。こ

1) 専売局編『塩専売史』(1915年)、専売公社『戦後日本塩業史』(1958年)、三浦鶴治『日本食塩回送史』(1929年)、全国塩元売捌人組合連合会『日本食塩販売史』(1938年)など、他に個人的な成果としては、加茂詮『近代日本塩業の展開過程』(1993年、北泉社)、相良英輔『近代瀬戸内塩業史研究』(1992年、清文堂)

2) 拙稿「1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場」(『経済科学論集』5-2, 2002年)、拙稿「瀬戸内塩流通の展開と塩専売制」(中西聡・中村尚史編『商品流通の近代史』2003年)、拙稿「塩専売制前後における松永塩商社一産地における商業組織の動向一」(『日本塩業の研究』第28集, 2003年)、拙稿「戦前期、塩専売制下の流通組織の展開—東備地方塩元売捌所を素材として—」(『日本塩業の研究』第29集, 2005年)、拙稿「山陽鉄道の開通と松永塩の販路拡大」(『鉄道史学』2005年刊行予定)

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

のように組織的な変遷はあるものの、東備塩元売捌合資会社は、松永、福山、府中の販売区域に対し、戦前から戦後、そして現在に至るまで、塩専売制の時のみならず、専売制を廃止した現在に至るまで、地元消費者に対し、塩の供給を担い続けたのである。

本論では、戦後の混乱期から比較的安定する昭和20年から29年にかけての塩流通の動向について、東備塩元売捌合資会社を例に検討していくことにしたい。

一 戦後直後における塩業動向

——戦時体制下の専売制から戦後の専売制へ——

昭和10年（1935）から昭和23年にかけての製塩高と、国内消費高の推移について〈表1〉を参照しながら検討しよう³⁾。

〈表1〉 昭和10年～23年における塩需給高

	国内			国内消費高		
	生産高	輸移入高	合計	食料用	工業用	合計
昭和10年	604	1,184	1,788	778	1,068	1,846
昭和11年	519	1,270	1,789	811	1,160	1,971
昭和12年	536	1,742	2,278	881	1,413	2,294
昭和13年	484	1,751	2,235	964	1,476	2,440
昭和14年	636	1,860	2,496	1,016	1,409	2,425
昭和15年	574	1,725	2,299	1,046	1,356	2,402
昭和16年	389	1,506	1,895	997	930	1,927
昭和17年	475	1,533	2,008	1,026	787	1,813
昭和18年	415	1,410	1,825	1,098	710	1,808
昭和19年	353	944	1,297	925	590	1,515
昭和20年	184	457	641	489	168	657
昭和21年	201	412	613	489	118	607
昭和22年	131	896	1,027	665	237	902
昭和23年	292	1,277	1,569	1,087	453	1,540

単位、1,000^ト（日本専売公社総務局『日本専売公社事業現況』1949年）

3) 本項の内容については、基本的に『戦後日本塩業史』（1958年）の成果に基づいている。

まず、国内塩生産の面から述べていくことにしよう。同表を参照すると、昭和10年における塩生産高は、60万トンを超えていたが、戦時末期の昭和19年ごろになると35万トンと約半減し、終戦の昭和20年には18万トンと3分の1を割っている。これは、空襲による製塩地の被害もさることながら、昭和20年秋における風水害による被害も甚大であったことによる。この塩不足に対し、戦前では、台湾、関東州、中国を始めとした各地からの移入・輸入に依存したわけだが、終戦の昭和20年、21年には、この輸移入も激減し、塩不足を招いたのである。

戦後直後の塩不足の状況下、製塩業に対する政策は、国内製塩業の緊急増産と食料用塩（特に家庭用塩）優先の方針に基づきなされている。具体的政策としても、製塩地の拡大に努め、飛行場などの軍用地5,000町歩を塩田にし、50万トンの生産計画を立てている⁴⁾。また、従来から認可されている塩田だけでなく、各地で自主的に製塩する自給製塩生産によって補われていた。自給製塩とは、戦時期の塩不足を想定し、増産政策の一環として塩専売法戦時特例として設置されたものである。その後、戦時行政特例法から塩専売制に復帰すると、自給製塩は、戦時を臨時という名目に置き換え存続している。この時期、自給製塩に対しては、技術指導を拡充するだけでなく、設備補助金予算を計上するなどの措置をとり支援している。

同時期（昭和20年11月）に、経済団体連合委員会が提出した、「塩増産緊急対策に関する意見」を参照しても、当時の塩不足の対処法として既存塩田の生産性の向上を指摘するだけでなく、自給製塩業の一層の推進、不要な飛行場跡地利用の促進などが提案されている。塩不足の状況に対し、専売制に基づいた戦前期の既存のシステムでは、塩の確保が困難であったのである。

しかし、昭和21年9月には、自給製塩に対する補助金が基本的に打ち切られ、次第に自給製塩は專業製塩に転換することとなり、非効率な小規模

4) 「飛行場等軍用地の塩田化」『専売月報』1946年

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

自給製塩は認められなくなっていく。そして、自給製塩制度は昭和24年6月に廃止されることになったのである。こうして製塩業については、塩専売制の下に再編成されたのである。

塩の国内消費高に目を向けてみよう。昭和19年から22年にかけて、食料用、工業用のいずれにおいても、消費高を激減させているが、とりわけ、工業用塩の消費は激減している。

昭和22年11月における、塩販売指定数量を参照しよう。広島専売局の管轄では3,288トンの塩が割り当てられているが、その内訳を述べると、家庭用調味料塩が874トン、家庭用漬物用塩が1,052トン、業務用味噌用塩が423トン、業務用醤油用塩が310トンで業務用水産用塩が274トンとなっている。家庭用塩を優先し、業務用として使用される場合でも醸造業を中心に振り向けられていることがわかるだろう。

昭和23年6月からは、臨時物資需給調整法に基づいた割当配給が行われることとなり、塩の配給は食料用塩について専売公社が担い、工業用塩は通産省が取り扱われることになった。そして全般的な塩の配給計画は専売公社が担当することになっている。

食料用塩の割当については、物資需給調整法に基づく、指定配給物資として、塩割当配給規則に基づき切符制を実施している。家庭用基本割当では、全国一律に一月当たり200グラムずつで家庭用購入券と引き換えに売り渡されている。他の自家用味噌醤油醸造や自家用漬物などのために、さらに塩を必要とする場合は季節的に加算割当が行われることになっていた。また、業務用割当は、一般業務用（味噌、醤油、漬物、魚類塩蔵、皮革、麺類などの製造用）は業者が各々で直接専売公社の地方割当局に申請することとし、割当を受けた切符の交付を受けて塩小売人または塩元売人から切符を引き換えて塩を買い受けることにしたのである。

工業用塩の割当については、通産省において指定生産資材割当規則に基づき、需要者割当証明書を発行し、各業者は専売公社の地方塩販売所から直接買い受けている。

塩元売人については、独占営業を排除するために、一府県ごとに3名以上の登録を必要としていた。また、元売人は、塩小売人のほか、塩元売人から直接塩を購入する業務用塩消費者も参加して選出されている。

塩の販売価格は、大蔵大臣の認可を受けるものとされるが、基本的には専売公社によって定価が決められ、公告が出されている。戦前の場合は、製塩業に対する資材などの費用が高み、生産者に対して支払われる賠償価格が高くなった時でも、販売価格は抑えられ、塩は政府の損失を負担して販売されることもあった。その後、昭和20年5月に白塩、原塩の二種に統合され、各種の塩も単一価格で販売されるようになったのである。この時期、国内塩の買入価格（賠償価格）は、1トシ当り254円であるのに対し、専売局の販売価格は、1トシ当り191円と低額であり、この価格の損失は政府が補填していたのである。

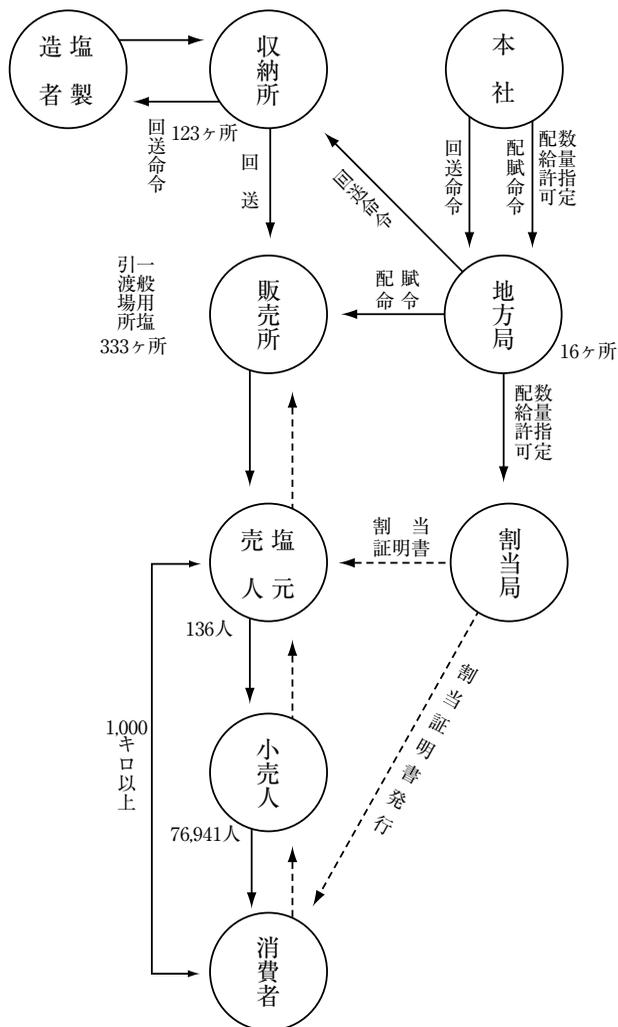
昭和24年6月には塩割当規則が改正されている。これによると、これまで、塩元売人や塩小売人が登録されるためには、需要者（塩元売人の場合は塩小売人と大口消費者、小売人の場合は一般消費者）の選挙により、一定の票数または取扱量を必要としていた。しかし、この改正の結果、資産信用が確実であれば、販売人として登録を申請できるようになっている。また、登録期間は、従来は一年間であったが、改正により期間は原則として定めなくしている。ただし、塩販売人が各専売法や経済統制令に違反した場合には営業停止や登録取消の措置を受けることとなったのである。さらに、塩購入予約券制度を廃止し、塩原票登録を採用することとし、これを用いて購入登録を行うことに改めたのである。

さらに、直接消費者が塩元売人から直接買受けることができる買受数量を1回当り100kg以上としていたが、この時から1トシ以上に引き上げられている。

この時期の国内産塩の塩販売過程について、<図>を参照しながら整理しておこう。製塩業者は、全て収納所へ運ばれ、そこで賠償価格に基づいた塩代金を受け取ることになる。収納所では、基本的に塩の保管・管理・

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

<図> 国内塩の販売過程



回送を担うことになるが、販売所への回送は、地方局の指示に基づきなされている。そして、販売所から、全国136人で構成される塩元売人に運ばれる。この移送量は、割当局から受け取った割当証明書に基づいた量が運ば

れることになり、全国の小売人76,941名、そして消費者へと運ばれる。割当局では、消費者に対しても割当証明書を発行し、この割当証明書を小売人に見せ、塩を購入する。また、塩元売人から消費者へ販売する時は、原則として小売人を介する必要があったが、1,000kg以上になると、塩元売人から消費者へ直接販売することが認められていた。

その後、昭和24年10月には塩の余剰に伴い家庭用塩について、一般消費者に対して塩購入を無制限にして売行増進を意図することになる。これにより、一時的に塩割当配給規則の適用を中止している。そして、このことをきっかけとして、昭和25年1月から業務用塩を含め全面的に塩割当配給制度を廃止したのである。

以上、戦時、戦後直後における塩業の動向について紹介してきた。戦後直後は、塩不足ということで、それを円滑に配給するため、家庭用塩への配付を優先した塩割当登録制がとられていた。これは、戦時期の塩割当配給制度を引き継いだものであるが、この制度により、人間の必要な塩消費量である200^g（1人当り、1か月）を維持配給することを可能とし、塩不足の危機を乗り越えることができたのである。

二 戦後における東備塩元売捌合資会社の展開

昭和22年7月20日、東備塩元売捌合資会社の設立に向けた同意書が作成されている。同意書には、高田辰雄（福山市）、佐藤泰三（芦品郡府中町）、石井英雄（松永町）、石井甲三（松永町）、前原小三郎（松永町）、松永塩商社の連名で記載されている。その5日後の25日に東備塩元売捌合資会社として定款が作成されている。この定款によれば、本店を松永町に設置することとし、出張所を福山市船町、芦品郡府中町に設置することになっている。こうして、同月31日に創立登記を済ませ、8月1日より営業を開始したのである。

また、昭和22年11月の段階における塩元売捌人について記した、〈表2〉を参照しても、広島県下では、広島、尾道、東備、三次の四つの塩元売捌

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

<表2> 昭和22年11月における塩売捌人塩販売制限価格表（抄録）

都道府県名	元売（100疋当）				小売（100疋当）		
	塩元売捌人名	塩引取運賃	塩販売制限価格		塩引取運賃	塩販売制限価格	
			白 塩	原 塩		白 塩	原 塩
東 京	東 京	60,340	438,840	408,840	39,160	558,000	528,000
神 奈 川	横 浜	48,300	426,800	396,800	37,160	543,960	513,960
宮 城	仙 台	19,000	397,500	367,500	37,000	514,500	484,500
北 海 道	北 海	31,320	409,820	379,820	60,200	550,020	520,020
大 阪	大 阪	31,200	409,700	379,700	19,800	509,500	479,500
兵 庫	神 戸	32,100	410,600	380,600	24,000	514,600	484,600
広 島	広 島	21,500	400,000	370,000	37,100	517,100	487,100
	尾 道	23,900	402,400	372,400	41,500	523,900	493,900
	東 備	36,500	415,000	385,000	55,200	550,200	520,200
	三 次	26,100	404,600	474,600	33,200	517,800	487,900
徳 島	徳 島	53,030	411,530	381,530	44,930	536,460	506,460
熊 本	熊 本	24,100	402,600	372,600	37,200	519,800	489,800

『専売月報』昭和22年12月号

人が組織されていることがわかるだろう。広島県下には、竹原塩田や松永塩田を始め、尾道市域に塩田が連なり、他地域と比較すると、製塩地が隣接しているという印象であるが、他所と比較すると、元売の塩販売制限価格や塩引取運賃は、比較的高いという印象がある。政府から売り渡される塩の価格は全国统一価格で定められているが、塩販売人から売り渡されるときには、塩引取運賃、営業利益を加算した制限価格の範囲内の価格で売り渡されることになる。塩元売捌人と塩小売人の営業利益はそれぞれ金額が一定であり、塩引取運賃の差が塩販売制限価格の差となっていたのである。また小売価格の塩販売制限価格なども相対的に高い。こうした点は、東備塩元売捌合資会社の販売先が広範囲であり、輸送が困難な東城なども含まれており、販売圏とも関係するところであろう。

以後、昭和22年度から28年度にかけての東備塩元売捌合資会社の動向について「営業報告書」とく表3>とく表4>を参照しながら検討してい

<表 3> 昭和22年度から28年度に

	昭和22年度			明治23年度	
	松永本店	福山支店	府中支店	松永本店	福山支店
前年度繰越塩				11,242	38,252
右回送費				308	4,192
本年度買受塩	1,963,562	5,522,818	1,570,458	8,954,064	24,907,796
右回送費	45,034	559,067	182,481	280,449	2,004,253
小売人引渡運賃	59,335	477,164	121,608	262,550	1,492,790
塩価改定による差損金引					
合計	2,067,931	6,559,049	1,874,547	9,508,614	28,447,283
本年度売渡塩総額	2,316,270	6,706,386	1,894,187	10,063,277	28,714,022
現在塩	11,242	38,252	6,570	260,991	938,819
右回送費	308	4,192	810	6,156	44,610
塩価改定による差益金					
合計	2,327,820	6,748,830	1,901,567	10,330,424	29,697,451
販売益金	259,890	189,781	27,020	821,811	1,250,168

	昭和26年度			昭和27年度	
	松永本店	福山支店	府中支店	松永本店	福山支店
前年度繰越塩	873,992	959,756	391,982	909,890	1,100,528
右回送費	8,655	23,906	4,452		
本年度買受塩	11,097,970	35,661,040	11,727,340	10,303,000	38,827,749
右回送費	96,435	884,563	150,706	85,875	961,370
小売人引渡運賃	255,114	1,359,165	533,000	186,916	1,212,747
塩価改定による差損金引	201,896	126,736	91,365		
合計	12,534,062	39,015,165	12,898,845	11,485,681	42,102,393
本年度売渡塩総額	12,680,881	40,635,158	13,436,209	12,100,127	43,795,818
現在塩	909,890	1,100,528	490,508	410,085	1,227,875
右回送費					
塩価改定による差益金				40,660	29,645
合計	13,590,771	41,735,686	13,926,717	12,550,872	45,053,338
販売益金	1,056,709	2,720,520	1,027,872	1,065,191	2,950,945

くことにしよう⁵⁾。東備塩元売捌合資会社は昭和22年8月1日に出資総額19万円で営業が開始されている。昭和23年度の「営業報告書」を参照すると、同年度の製塩量は平年の7割弱で、全国的に塩が供給不足で外国塩の供給にも依存している。ただ、広島県下の家庭用塩は規定通りに塩を確保できており、報償用、家畜用、業務用なども、むしろ増額の割り当てがなされていた。また、配給取り扱い数量においても、前年と比較して非常に増額している。これは、塩の販売価格と販売手数料が大幅に引き上げられたこ

5) 石井甲三家文書（広島県立歴史博物館蔵）

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

おける各支店ごとの「損益計算書」(単位は円)

府中支店	明治24年度			昭和25年度		
	松永本店	福山支店	府中支店	松永本店	福山支店	府中支店
6,570	260,991	938,819	340,807	227,362	53,850	278,223
810	6,156	44,610	14,736	4,116	1,875	5,653
8,415,196	5,673,420	20,224,308	6,213,863	11,988,442	35,487,610	9,956,382
532,906	146,940	1,021,156	215,819	106,975	800,411	91,573
530,309	92,521	989,166	352,262	151,031	1,019,485	342,820
				-36,556	-36,834	-37,036
9,485,791	6,180,029	23,218,059	7,137,487	12,441,370	37,326,397	10,637,614
9,601,461	6,743,049	24,443,866	7,202,851	12,429,367	38,379,943	10,965,446
340,807	227,362	53,850	278,223	873,992	959,756	391,982
14,736	4,116	1,875	5,653	8,655	23,906	4,452
9,957,004	6,974,527	24,499,591	7,486,726	13,312,014	39,363,604	11,361,880
471,213	529,897	870,597	316,313	870,644	2,037,208	724,267

府中支店	昭和28年度		
	松永本店	福山支店	府中支店
490,508	410,085	1,227,875	406,905
11,746,700	10,505,345	34,265,900	11,794,650
150,305	94,320	893,325	302,461
374,708	111,850	876,470	271,532
12,762,221	11,121,600	37,263,570	12,775,548
13,414,117	11,630,765	38,003,779	13,101,900
406,905	595,155	2,159,490	702,860
34,240	39,760	59,640	25,520
13,855,262	12,265,680	40,222,909	13,830,280
1,093,042	1,144,080	2,959,339	1,054,733

とによる。

昭和23年8月には31万円を増資し、資本金総額を50万円にしている。販売数量も、4,703トと、前年度の3,405トと比較して38%近く増加している。これは、販売数量が昭和17年度4,876ト、18年度4,617トの戦前期のレベルと同量となったということである。また、昭和23年6月には、臨時物資需給調整法が発動されたことにより、塩販売業者も登録制を採用し、これに合わせて、一時期、尾道、三次と合同する検討がなされているが、結局、尾道と三次だけが合同することとなり、東備塩元売捌合資会社は合同せず済んでいる。

修道商学 第 46 卷 第 1 号

〈表 4〉 昭和22年度～28年度における掉尾塩元売捌株式会社における決算表 (円)

		昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度
貸借対照表	資産							
	有価証券	457,229	457,229	2,604,591	11,469,671	2,000,000	1,898,640	1,999,830
	他社出資金			25,000	25,000	525,000	1,025,000	2,225,000
	預金	1,335,316	4,700,745	1,108,109		7,112,221	10,649,411	7,195,103
	未取塩代金	100,000	2,680,018	969,569	894,110	3,762,999	1,319,606	1,105,840
	供託有価証券			8,830,000		1,793,500	1,700,000	
	現在商品 (食塩)	61,374	1,606,120	571,078	2,262,743	2,500,925	2,044,865	3,457,505
	仮払金						7,988	
	取引商税印紙		220					
	銀行支払保証				13,000,000	10,000,000		
	協同組合支払保証					2,500,000		
	支払保証						15,000,000	16,000,000
	増資引当準備預金						500,000	
	未収預金利息					26,277	78,391	74,767
	未経過保証料					32,750	37,350	15,300
	未経過支払利息					3,500		26,220
	未収運賃調整差損補填金						18,137	5,371
	現金	340,733	668,094	565,028	904,378	273,346	139,856	258,468
	合計	2,294,652	10,112,425	14,673,376	28,555,901	30,530,518	34,419,244	32,363,404
	負債	出資金	190,000	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
積立金			6,000	56,000	100,000			
法定積立金						250,000		
利益準備金							250,000	250,000
別途積立金						250,000	700,000	650,000
繰越金			4,994	89,361	45,862	39,525	70,987	125,274
保管金			742,869					
未払塩代金		2,057,835	7,990,999	4,434,630	12,914,670	12,262,840	12,981,200	7,268,045
未払塩運賃					960		4,680	
退職給与積立金					30,000	100,000	200,000	300,000
塩代延納保証					13,000,000	12,500,000	15,000,000	16,000,000
預り金		2,573	92,896	15,384	50,746	38,791	50,500	38,185
担保有価証券				2,330,000		1,793,500	1,700,000	
借用有価証券				6,500,000				
未払金					200,000			200,375
借入金						700,000		4,000,000
貸倒準備金						14,400	27,590	27,590
税金引当金								69,081
増資引当金							500,000	
当期益金		44,244	774,667	248,001	1,213,663	1,581,462	1,934,287	1,434,855
合計	2,294,652	10,112,425	14,673,376	28,555,901	30,530,518	34,419,244	32,363,404	
損益計算書	利益							
	塩販売益金	476,690						
	売上高		48,378,760	37,681,303	61,774,756	66,748,453	69,310,062	62,736,444
	現在商品		1,606,120	571,078	2,262,743		2,044,865	3,457,505
	有価証券利息	8,818	22,398	523,200	41,400			
	取入利息、預金利息	14,594	85,000	115,634				
	有価証券利息			20,198				
	有価証券売却益				252,309		165,131	136,180
	割増金					87,838		
	運賃調整差損補填金						198,333	192,545
	価格改定差損金補填金						104,545	124,920
	他法人配当金					2,500	2,500	1,250
	預金利息				156,214	324,067	394,262	461,461
	手数料		17,892	9,320				
	雑収入	58				63,990	19,228	39,936
	合計	500,160	50,110,170	38,920,733	64,487,420	67,226,848	72,238,927	67,150,241

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

損失	買受高		42,277,056	32,111,590	57,322,008		60,877,449	56,565,895
	売上原価					58,664,370		
	繰越商品	61,374	1,606,120	571,078			2,500,925	2,044,865
	塩引取運賃			998,959	1,131,704		1,197,550	1,290,106
	小売人運賃			1,513,336	2,147,279		1,774,371	1,259,852
	支払利息					6,975	13,750	17,182
	支払保証料					114,775	63,650	71,350
	銀行支払保証			96,350				
	諸公課負担金			609,274		832,472	810,973	511,064
	運賃	5,103,257	2,817,864					
	諸公課	95,361	98,422					
	負担金	83,043						
	諸給与	768,300	1,085,400	1,599,800	1,988,150	2,259,830	2,960,500	
	寄付金	4,000						
	通信、交通費	158,626	168,148					
	通信費			34,342	42,924	52,882	58,506	
	交通費			54,730	148,400	199,602	213,040	
	消耗品費	3,755	7,242	19,572	35,843	18,640	15,457	
	店舗倉庫料その他事務費	564,205	512,020	168,000	231,900	253,200	265,200	
	交際費	14,090	26,770	39,827	73,475	89,470	199,193	
	集会費	41,560	52,528	19,609	47,914	79,120	79,240	
	厚生費	95,450	4,250	136,455	52,880	900	952	
	借入金利息	15,124						
	有価証券使用料	1,613	40,788	123,088	42,100			
	分類所得税	4,682		23,605	32,365	59,556	68,929	57,817
	営業費	381,622						
	本年度法人税引当金	68,000						
	雑費		9,515	35,686	15,953	52,370	30,209	59,407
	運賃調整差益納付金							45,761
	貸倒引当金					14,400	13,190	
	当期益金	44,244	774,667	248,001	1,213,663	1,581,462	1,934,287	1,434,855
	合計	500,160	50,110,170	38,920,733	64,487,420	67,226,848	72,238,927	67,150,241

塩販売利益については、4月から6月にかけては100トﾝ当たり13円50銭で低額であった。それが、6月末になると、100トﾝ当たり25円50銭と改定すると共に運賃に含みを持たせることで、販売数量の増加と共に好成績を得るに至っている。〈表4〉を参照しても、塩代金の未回収も少なからずあり、在庫額も高額であるが、77万円もの利益をあげていることから明らかであろう。〈表3〉でも、松永本店、福山、府中両支店それぞれにおいて着実に利益をあげている通りである。

昭和24年度になると、資本金総額を100万円に増額させている。また、12月には専売公社へ塩元売捌人指定申請書を提出し、昭和25年3月1日に指定書を受領している。これは、先ほど指摘した通り、塩割当配給制度の廃止に伴い登録制度も廃止され、販売人指定制度になったことによる。この

時期の営業状況は、前年度の半分に減少している。これは、終戦直後からの塩の欠乏に加え、消費者の買いだめ、そして統制上の割当以上に購入の必要がなくても買い入れが行われたことによる。つまり、塩不足を予測し、各家庭の台所には相当量の貯蔵塩が残されており、しかも、闇塩もあとを絶たなかった。この様な塩確保の不安定な時期から、この時期販売が安定したことで、逆に家庭等にある貯蔵分が消費されることになり、売り行きが不振となったのである。よって、この時期の売買益金も82万6,300円余りも減額している。昭和24年度の塩の販売動向について、その明細を示した<表5>を参照してみよう。同表を参照すると、取引のほとんどが白塩であることがわかるだろう。そして注目できる点としては、当時、取引量は2,424ト^ンで38,389円であり、量的にも金額的にも高額な取引がなされていたわけだが、在庫量を減らしているということである。つまり、松永本店は、前年度の繰越高と比較して、20ト^ンから14ト^ンと減量、府中出張所は若干減らして25ト^ンから16ト^ン、そして福山出張所では59ト^ンから3ト^ンに大幅に在庫量を減らしている。こうして全体としても104ト^ンの残量を32ト^ンにまで大幅に在庫量を減らしたのである。なお、この時期は、手持証券電話公債が値上げされ、評価益金が52万3,200円となったことから、27万5,000円分の損失を補填して24万8,000円の利益となっている。

昭和25年度になると、取扱数量・金額が共に平均5割近く増加している。これは昨年度課題であった、数年来の統制による買溜め塩の解消や闇売買の絶滅などによるものと考えられる。ただ、昭和23年度の4,704ト^ンと比較すると、まだ取り扱い数量が少ない状態であった。

一方、損益という面では、塩の在庫額や代金の未回収分も増額しているが、それでも塩価格の高騰、販売手数料の引上げ、取扱数量の増加などによって121万円もの販売益金を得ている。

昭和26年度になると、前年度と比較して小売人販売において297ト^ンの増量となっており、消費者販売においては98ト^ン減らしている。おおよそ200ト^ンの取扱数量の増加となっている。これは、醤油醸造業者への統制が撤廃され

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

<表5> 昭和24年度塩受払明細表 (単位はト、金額は円)

		白 塩	粉 碎 塩	内地原塩	輸入原塩	合 計	白 塩	粉 碎 塩	内地原塩	輸入原塩	合 計	総 合 計
東備塩元売捌合資会社 (合計)	受入	前年度繰越高					本年度受入高					
	ト	84			20	104	1,354	37	90	871	2,352	2,456
	金額	1,415			191	1,606	21,734	605	1,157	8,616	32,112	33,718
	ト	売渡高					現在商品					
松永本店	受入	前年度繰越高					本年度受入高					
	ト	10			10	20	125	18	32	315	490	510
	金額	176			90	267	2,077	171	410	3,016	5,674	5,941
	ト	売渡高					現在商品					
福山出張所	受入	前年度繰越高					本年度受入高					
	ト	57			3	59	913	10	58	461	1,443	1,503
	金額	957			26	983	14,753	101	748	4,623	20,224	21,208
	ト	売渡高					現在商品					
府中出張所	受入	前年度繰越高					本年度受入高					
	ト	17			8	25	296	29		94	419	443
	金額	281			74	356	4,903	333		977	6,214	6,569
	ト	売渡高					現在商品					
	受入	前年度繰越高					本年度受入高					
	ト	300			101	427	12	3		1	16	444
	金額	5,676			1,191	7,203	227	43		14	284	7,492
	ト	売渡高					現在商品					

<表 6> 販売状況 (ト)

	松永本店	福山出張所	府中出張所	合計	白塩	原塩、粉碎塩	食卓塩	合計
昭和23年度	1,060	2,759	884	4,704	3,266	1,437		4,703
昭和24年度	496	1,499	427	2,423	1,480	943		2,423
昭和25年度	803	2,225	608	3,637	2,354	1,282	114	3,636
昭和26年度	768	2,309	757	3,834	2,789	1,044	933	3,834
昭和27年度	716	2,486	753	3,956	3,065	889	1,292	3,955
昭和28年度	741	2,294	784	3,820	2,906	913	1,198	3,820

たために、販売競争において苦戦したことや、売掛金の集金困難などの事情が重なり、醸造高の手控の傾向があることから、塩売渡高の減少による影響となっている。また販売手数料が8月から1ト当たり100円の引き上げが見られるようになったのに加え、数量が増加したこともあり、158万円もの多額な利益を上げたことによる。また、<表 6>で明らかとなっており、この時期になると、食卓塩が浸透してきており、着実に良質な塩が消費者に浸透している様子が明らかとなるだろう。

昭和27年には、販売数量の上昇と共に、販売手数料が1ト相当250円に引き上げられることでさらに193万円もの高額な利益を得ている。

おわりに

以上、「戦後、塩販売機構の整備と展開—東備塩元売捌所を中心として—」と題して、戦後における塩販売機構がどの様にして整備されてきたか、そしてその展開について明らかにしてきた。広島県全体を管轄していた広島塩元売捌合資会社が解散すると、ただちに昭和22年7月、元売人として東備塩元売捌合資会社を設立している。東備塩元売捌合資会社は、塩の販売を担う商業組織であるが、塩専売制の下での商業組織であることから、一定の販売圏が確定していたが、逆に安定的に塩を供給することを担うことになっていた。

とりわけ、東備塩元売捌合資会社の販売圏は、おおよそ旧福山藩領という広範囲に及び、しかも東城など輸送が困難な地域にまで供給することと

落合：戦後、塩販売機構の整備と展開

なっていた。その意味では、安定供給は容易ではなかったことが想像つくだろう。

本項では、戦後直後における東備塩元売捌合資会社の経営動向も明らかにしたが、こうした輸送の困難な状況下でありながらも、松永本店を始めとして、福山市、府中町に出張所を配置し、安定的な供給を果たしたのである。そして、明治22年から28年にかけての経営を概観しても、おおよそ、毎年利益を十分に得ることができている。こうした安定的な経営は、塩専売制下で、価格が決定され、塩運賃や営業利益などが決められており、その意味で利益が保証されていたということはもちろん大きな理由の一つであるが、この東備塩元売捌合資会社は、明治期に設立した松永塩商社を前身としており、古くから東備地方一帯の塩販売・輸送を担っていたことも、大きな要因として指摘できることである。安定的な経営の背景には、安定的な塩供給を前提としていたのである。

最後に、その後の展望を紹介しておきたい。専売公社は昭和28年10月31日に塩元売人指示事項の改定が行われ、各営業所に貯蔵力の増強が図られることになる。弱小業者や弱小営業所などを整理・廃止する措置が行われている。塩元売人の指定期間を三年とし、取扱数量を塩元売人最低取扱量を3000トとするにしている。

これを受け、東備塩元売捌合資会社は、29年7月指定更新期を目前に、営業所の年間販売数量の平均2か月分以上に相当する塩を貯蔵できる貯蔵場を設置することと、常備数量を平均1か月分の売り渡し数量を準備させるなど対応している。しかし、昭和29年9月、日本専売公社の指示により東備塩元売捌合資会社は備後地方塩元売株式会社、三次塩元売捌所（吉舎、在原、東城の部分）の3社を解散し合同することになる。かくして、松永町を本店として、福山出張所、尾道出張所、三原出張所、瀬戸田出張所、吉舎出張所、東城出張所の6つの出張所を有した、備後塩元売株式会社を組織したのである。